

2022 年度第 4 回 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 2023 年 1 月 18 日（水）午後 1 時 30 分開会 午後 2 時 25 分閉会

2 場 所 豊岡市役所本庁 3 階 庁議室

3 出席者 委員 12 名、事務局 8 名

4 議 事 **【報告事項】**

(1) 近隣市町の国民健康保険税率等について

【協議事項】

(1) 2023 年度豊岡市国民健康保険事業運営について

- ・国民健康保険税率等の算定について
- ・答申（案）について
- ・その他

会議録（要点記録）

1 開 会	
2 あいさつ	
3 議事録署名人の指名	
4 議事【報告事項】	
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>まず、【報告事項】の「(1)近隣市町の国民健康保険税率等の状況」について、報告を受けたいと思います。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1)近隣市町の国民健康保険税率等の状況</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。</p> <p>《発言なし》</p>
4 議事【協議事項】	
議長	<p>それでは、次に【協議事項】にはいります。</p> <p>「(1) 2023 年度国民健康保険事業運営の基本方針」の「2023 年度国民健康保険税率等の算定について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>2023 年度国民健康保険税率等の算定について</p> <p>「2023 年度国民健康保険税負担額試算表」</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。</p>
委員	<p>試算をするのにケース 1、ケース 2、ケース 3 が設定されていますが、実際、国保に加入しておられる世帯の方というのは、それぞれのケースでどのくらいの割合となっているのか、大まかにでも分かりますでしょうか。</p>
事務局	<p>軽減には、2 割、5 割、7 割とあり、所得や世帯の被保険者の人数によって軽減割合が決まります。ケース 1 とケース 2 は、これらの軽減に該当しないケースとし、ケース 3 は、7 割軽減に該当するケースとして提示をさせていただいています。本市では、約 60 パーセント以上の世帯がいずれかの軽減に該当する世帯となっています。</p>
事務局	<p>個々のケースにおいて、どのくらいの割合でいらっしゃるかは分かりません。ケース 1、ケース 2 においても、所得の高い世帯でなく、標準的と思われるところよりもやや低い所得設定とさせていただいたところです。また、ケース 3 については、7 割軽減となる世帯のモデルとして設定したところです。</p>
事務局	<p>国保加入全世帯のうち、約 60 パーセントがいずれかの軽減に該当する世帯となっており、そのうちの 53 パーセントが 7 割軽減の世帯となっています。よって、国保加入世帯の約 3 割強の方が、7 割軽減に該当するということになりま</p>

	す。
委員	保険税の上がる額がそれぞれのケースで異なりますが、近隣市町の低いところと比べると、上がり幅が大きいような気がします。できる限り多くの世帯が恩恵を受けるようなればと思っています。
議長	その件については、先週も事務局から説明いただいたところですが、もう一度説明いただけないでしょうか。すべてのケースで同じ恩恵が受けられようにはできないとの説明もありましたが、再度、その説明をしていただいたほうが良いと思いますので。
事務局	これまで、税率の決定については、前年度対比ということをご協議いただいております。しかし、その方法を続けておきますと、県が進めている「標準化」に乗り遅れてしまう危険性がありますので、県が示す標準税率を基本とした考え方に改めています。仮に、ケース3の世帯の場合でしたら、標準税率で賦課しますと、前年度と比較すると2,000円上がることとなりますが、前年度並みにしようと思えば、約2億円の基金を投入する必要があります。そうすると、他の世帯においても、所得割が下がりますので、全体として賦課額が相当下がることになり、必要な税収が確保できなくなることが予見されます。再度、先ほどの資料、「近隣市町の国民健康保険税率等の状況について」の資料をご覧ください。現状では、豊岡市と比べ、香美町や新温泉町は安く、養父市と朝来市は高い状況になっていますが、今後の流れとしましては、この税率と均等割、平等割の単価は中央値にならされていくと思われしますので、ここで示した数値、金額はプラスであっても、マイナスであっても、その差は年々少なくなっていくと予想しています。今後の動きを考えますと、やはり、このようなかたちでの検討が必要であると考えています。
議長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	他の委員の皆様いかがでしょうか。 《発言なし》 それでは、特にないようですので、事務局から提案のあった税率等としてよろしいでしょうか。賛成される委員の皆様は挙手をお願いします。 《賛成多数》 賛成多数により、事務局案のとおりとしたいと思います。 次に、答申（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 イ 答申（案）について

議長	<p>事務局の説明は終わりました。委員のみなさん、答申（案）についてのご質問、ご意見がありましたらご発言ください。</p>
委員	<p>何点かお聞きします。</p> <p>まず1点目ですが、国保税の収納率向上についてです。</p> <p>滞納について、「完納している納税者の信頼を損ない、被保険者間の負担の公平を欠く」とありますが、前回資料に、「滞納者に対しては、納税の公平性を確保するため、徹底した財産調査を行い、滞納処分を行う」とありました。生活困窮者で全く支払することが困難な方とそうではない方との線引きについて教えてください。</p> <p>2点目は、文書催告についてです。督促状や強制執行とどう違うのか教えてください。</p> <p>3点目は、賦課のことです。賦課には、限度額があったと思いますが、例えば所得が1,000万円の方が限度額であった場合、所得が5,000万円であっても1億円であっても保険税額は変わらないということですね。答申案には、応能割と応益割が50対50となっており、応能割の50パーセントのうち、資産割が1パーセントしかありません。所得の多い方については、資産割の率を上げてもう少し負担いただいてもよいのではないかと思うのですが。</p>
事務局	<p>まず、収納率向上について説明をさせていただきます。</p> <p>真に生活困窮しておられる方とそうでない方の線引きについてです。督促状を出して次に催告状を出しますが、それにより、納税相談に来られる方もありますし、まったく無視される方もあります。我々は、財産を調査する権限を持っていますので、例えば預金をいくらくらい持っておられるのか、財産をいくら持っておられるのかを調査して、支払い能力がある方については差し押さえ等の滞納処分を行って支払っていただきます。払える能力のある方には強制的に支払っていただきます。現に生活が苦しい方については、軽減もありますし、別途、生活困窮を理由とする減免措置もありますので、そうしたことも紹介しながら、可能な範囲で支払っていただくこととしています。督促、催告、滞納処分の順番ですが、まず、法的に督促をしなければいけません。催告は任意ですが行っています。できる限り納税相談に応じていただきたいので。催告をしたうえで、反応のない方については滞納処分を行うこととしています。例えば預金の差し押さえなどを行っています。最終的に、相談がなければ強制的にそこから支払っていただきます。</p>
事務局	<p>賦課割合について説明させていただきます。</p> <p>現在豊岡市では、所得割、資産割、均等割、平等割と4つの数値の積み上げで賦課を行っており、これを「4方式」と呼んでいます。県内の41市町のなかで</p>

	<p>4方式を採用しているのは、南あわじ市と豊岡市の2市だけとなっております。資産割については、2023年度の賦課をもって最終となります。2024年度からは、資産割が0パーセントとなり、所得割が50パーセントになります。この激変緩和措置として、数年かけて資産割の率を下げてきたところです。</p>
事務局	<p>追加で説明させていただきます。先ほど強制的に徴収すると申し上げましたが、調査の結果、例えば売掛金などを差し押さえてしまうと生活が成り立たなくなるため、そういうところまでは行いません。計画的に支払いいただける余地を残して差し押さえを行いますので、その人の生活を止めてしまうようなことはしません。財産がない場合は徴収を一時停止する「執行停止」といった措置を行い、財力が回復するのを待って、回復すれば支払いいただくこととしています。</p>
委員	<p>生活困窮者の中には、コロナの影響による困窮者と、コロナの影響によらない困窮者とがいらっしゃると思いますが、その線引きはされておられるのですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>最後に、事務的な手順について確認をさせてください。 まず、督促状、その次に文書催告、最後に強制執行という順番ですね。</p>
事務局	<p>はい。 コロナについては、国の制度がありましてそれを豊岡市でも採用しています。コロナに感染した場合には減免措置がありますし、コロナの影響で収益が下がった場合についても減免措置があります。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他の委員の皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>意見です。 県が、保険料の完全統一時期を2030年度としており、各市町の保有する基金を税軽減のために活用することを不可とする方向で進めているとあります。基金については今5億1,000万円ほど保有しており、繰越金についても基金に積み上げていかれると思います。2030年度までには是非、税軽減のために使ってくださいようお願いします。</p>
議長	<p>事務局から答弁はありますか。</p>
事務局	<p>前回の会議でも申し上げましたように、今保有しております基金が昨年度の繰越金を含め約5億1,000万円です。次年度の基金の投入額を7,000万円で決定いただきました。2030年度まで来年度含め7年間ありますので、各年度7,000万円から8,000万円投入できる計算になります。毎年度繰越金も発生します。2030年度にそれが残っていたとすれば、それは被保険者の皆様に納付いただいた税が残っていることとなりますので、それは被保険者の皆様に還元しないと</p>

	<p>いけないと思っています。県に対しては、2030年度に残っていた場合には、以降もどうにか税軽減として活用できないか協議を行っているところです。県は、今のところ同一所得・同一保険料を2030年度とするとしています。我々としては、それまでに基金を使い切るという思いでおりますのでご理解賜りたいと思います。いずれにしても、基金を上手に活用し、上がり幅の階段が急なものとならないようにして、県が目指す標準税率に摺り寄せていきたいと思っています。</p>
委員	<p>コロナの影響、また物価高の影響で苦しい思いをされている方が多くいらっしゃると思いますので、配慮をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>他にありますでしょうか。</p>
委員	<p>基金の活用について、ご意見がありました。私も同じことを考えていました。2027年度までではなく、2030年度までとしておかないといけないと思います。そこまで活用していくことで、なだらかなアップが図れるのではないかと思いますので、そのあたりを点検しながら進めていただきたいと思います。</p> <p>もう一点、特別交付金、2号交付金の扱いですが、これは但馬のあたりは医療費水準が低いということの埋め合わせといったことでしょうか。</p>
事務局	<p>インセンティブ交付金のことでしょうか。</p>
委員	<p>それは2号交付金とは異なるものですか。</p>
事務局	<p>インセンティブ交付金は、医療費水準を県で統一することによって、統一前と後とで大きな差が生じることを避けるため、その95パーセントをインセンティブ交付金で埋めようとするものです。</p>
委員	<p>算定の中にそれは入っていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>県が標準税率を算定する際にすでに含んで算定をしています。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>医療費水準が低いということは、それだけ医療費を抑えてきたということでもあるでしょうから、それが全く反映されないような算定では困るなど思っていました。きちんとそれが反映されていけばいいです。</p>
議長	<p>他の委員の皆様、ご質問、ご意見がありましたらご発言ください。</p> <p>《発言なし》</p> <p>特に修正等のご意見はないようですので、原案のとおり市長に答申することとしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>異議なしと認めます。お手持ちの答申書（案）の「案」を削除してください。</p>
議長	<p>次にその他として委員の皆様から何かありましたらお願いします。</p> <p>《発言なし》</p> <p>最後に事務局から何かありますか。</p>

事務局	委員の皆様、終始熱心にご協議いただきありがとうございます。事務連絡をさせていただきます。 《事務連絡》
5 閉会	
議長	これで、全ての議事は終了いたしました。 長時間にわたり、慎重にご審議いただきありがとうございます。 本日決定いたしました内容につきましては、豊岡市長に「答申」させていただきます。 これをもちまして、本日の協議会を閉じさせていただきます。 お疲れ様でした。